

大情審答申第 398 号
平成 27 年 8 月 21 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成26年 5 月 7 日付け大総務監第 9 号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が行った、平成 26 年 2 月 21 日付け大総務監第 136 号による部分公開決定（以
下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 26 年 2 月 10 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「『公益通報制度』
上主張する通知書 A の『情報得ず』を具体的分かる物、福祉局分求める。」旨の公開請
求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、「公益通報処理報告書（第 23-01-113 号）」
及び「23-01-91、113、117 関連追加資料」（以下「本件文書」という。）と特定した上
で、通報内容に係る法人等の名称、公益通報処理における調査方法及び調査結果
の内容を公開しない理由を次のとおり付して、公開条例第 10 条第 1 項に基づき本件決
定を行った。

記

「公開条例第 7 条第 2 号に該当

（説明）

通報内容に係る法人等の名称は、当該情報そのもの又は他と情報を照合する
ことにより特定の法人等を識別することができるものに該当し、これらの情報が公
開されれば当該法人等の社会的な信用や地位の低下を招くおそれがあり、公開条例

第7条第2号本文に規定する『法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』に該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため。

公開条例第7条第5号に該当

(説明)

公益通報処理における調査方法及び調査結果の内容は、公正職務審査委員会による調査手法に関する情報及び本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、公開することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年4月8日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。
処分の取り消しを行い、全公開求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、異議申立人が「通知書A」と称する「通報についてのご連絡」(大阪市公正職務審査委員会(以下「委員会」という。)から通報者あての通知文書)に係る公益通報事案の調査記録である公益通報処理報告書及びその追加報告のうち、福祉局(当時は健康福祉局)の報告分である。

2 本件文書において非公開とした情報について

実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、次のとおりである。

- (1) 通報内容に係る法人等の名称
- (2) 公益通報処理における調査方法及び調査結果の内容

3 本件請求に対して本件決定を行った理由

- (1) 「通報内容に係る法人等の名称」について

上記の情報は、当該情報そのもの又は他と情報を照合することにより特定の法人

等を識別することができるものに該当し、これらの情報が公開されれば、当該法人が公益通報事案に関係すると指摘されていることが明らかになり、当該法人等の社会的な信用や地位の低下を招くおそれがあることから、公開条例第7条第2号本文に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、かつ同号ただし書にも該当しない。

以上から、非公開と判断した。

(2) 「公益通報処理における調査方法及び調査結果の内容」について

上記の情報は、公益通報事案に関して、委員会の調査指示に基づき、実施機関が委員会へ提出した公益通報処理報告書（第4号様式）及びその追加報告のうち、調査方法及び調査結果の詳細を記載した部分である。

一般的にこういった情報を公開すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に明らかになる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうすると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねない。

また、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第7条第2項において、本市職員は「調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制捜査ではないこと、事案の性質上調査の秘匿性が高いことなどを考慮すると、調査に際して関係所属の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が公開されることとなるとすれば、関係所属の職員が赤裸々な真実を述べることを躊躇し、調査結果への記載も無難なものとなるおそれがある。

上記情報を公開することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨からすると、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められることから、非公開としたものである。

なお、このことは、平成24年7月23日付け大個審答申第53号「大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）」においても同趣旨の見解が述べられている。

以上から、非公開と判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市

政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、公開条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、公開条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 公益通報制度について

実施機関では、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るために公益通報制度を整備している。

公益通報がなされると、委員会で調査の可否を審査し、調査が必要な場合には、調査の実施後、調査結果、改善策及び再発防止策等を委員会で審議することとなっている。また、氏名及び住所を明らかにしている場合など一定の条件があるものの、通報者が希望する場合には、委員会から審議結果の通知文を送付する。

3 本件文書について

本件文書は、公益通報事案の調査記録である公益通報処理報告書及びその追加報告であり、「公益通報処理報告書（第23-01-113号）」、その別紙である「公益通報（23-01-113）にかかる調査報告について」及び「23-01-91、113、117 関連追加資料」から構成されている。

実施機関は、「公益通報処理報告書（第23-01-113号）」のうち、「調査方法」欄の情報、「公益通報（23-01-113）にかかる調査報告について」及び「23-01-91、113、117 関連追加資料」のうち、標題を除く部分（以下「本件非公開部分」という。）について、公益通報処理における調査方法及び調査結果であり、公開条例第7条5号に該当することを理由に非公開としている。

また、実施機関は、本件非公開部分のうち、通報内容に係る法人等の名称について、公開条例第7条第5号に加え、公開条例第7条第2号に該当することを理由に非公開としている。

4 争点

実施機関は、本件非公開部分について公開条例第7条第5号を、本件非公開部分のうち通報内容に係る法人等の名称について公開条例第7条第2号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書の公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非公開部分の公開条例第7条第5号該当性及び本件非公開部分のうち通報内容に係る法人等の名称の公開条例第7条第2号該当性である。

5 本件非公開部分の公開条例第7条第5号該当性について

(1) 公開条例第7条第5号の基本的な考え方について

公開条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件非公開部分の公開条例第7条第5号該当性について

本件非公開部分は、公益通報について、実施機関が実施した調査結果に関する情報である。

当審査会で本件非公開部分を見分したところ、公益通報について、実施機関が行った調査方法とその結果が詳細に記載されていた。

一般的にこういった情報を公開すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうすると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねないことは想像に難くない。

また、公正職務条例第7条第2項において、本市職員は「調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制捜査ではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮すると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が公開されることとなるとすれば、調査に対する回答に際して、調査対象となった職員が真実を述べることを躊躇するおそれがあるのは明らかである。

本件非公開部分を公開することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

6 本件非公開部分のうち通報内容に関する法人等の名称の公開条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件非公開部分のうち通報内容に関する法人等の名称の公開条例第7条第2号該当性を主張しているが、通報内容に関する法人等の名称を含む本件非公開部分の公開の可否に係る当審査会の判断は上記5のとおりであるから、本件非公開部分のうち通報内容に関する法人等の名称の公開条例第7条第2号該当性については、判断しない。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成26年度諮問受理第63号

年 月 日	経 過
平成26年5月7日	諮問
平成27年3月10日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年5月26日	審議(論点整理)
平成27年6月16日	審議(答申案)
平成27年8月21日	答申